

令和8年2月12日

令和5年(家)第454号

申立人 渡邊 礼

同 プロスペル, コガリ

### 補 充 書 面 ( 1 3 )

(日弁連の人権擁護大会決議も、現行法が同性婚を禁じているという表記を  
避けていること等)

神戸家庭裁判所尼崎支部合議係 御中

(担当) 申立人ら手続代理人弁護士 宮 井 麻 由 子

申立人ら手続復代理人弁護士 金 枝 真 佐 尋 代

同復代理人弁護士 吉 田 修 一 代

同復代理人弁護士 及 川 裕 貴 代

同復代理人弁護士 伊 藤 建 代

#### 第1 概要

本書面では、日本弁護士連合会(日弁連)が近時採択した人権擁護大会決議は、  
本件の申立人ら主張と同内容であること、特に、決議文及び提案理由の全文にわ  
たり「現行法が同性婚を禁じている」旨の表記を徹底して避けていることを述べ  
る。

## 第2 人権擁護大会決議における文章表記

日弁連は、令和7年12月12日、第67回人権擁護大会において「当事者の性別にかかわらず婚姻を可能とする民法等の改正を求める決議」を採択した(甲A403)。

同決議は、国に対し、当事者の性別にかかわらず婚姻を可能とする民法等の改正を求める内容であるものの、決議本文及び提案理由の全文にわたり、「現行法が同性婚を禁じている」という趣旨の表記を避けている。

例えば、「現在の日本では、法令上の性別が同性の者同士の婚姻(略)が認められていない」等と表記しており、「現行法上、同性の者同士の婚姻が認められていない」とは表記していない。

我が国の全弁護士が加入する日弁連が、その最も権威ある大会での決議文書において、現行法の法文が同性婚を禁じているとか、現行法が同性婚を禁じているという解釈以外採り得ないという趣旨の表記は徹底して避けているのであり、このことからしても、現行法が同性婚を禁じているとは言えない。

## 第3 人権擁護大会決議も、直ちに同性婚ができるようにすることを求めていること

人権擁護大会決議は、同性同士の者の婚姻が認められていないという異なる扱いは、正当化し得る合理的理由が存在しておらず平等原則に違反すること、同性同士のパートナー関係を家族として認めないことであって個人の尊厳を損なうこと、その是正にあたり登録パートナーシップ制度等の別制度の創設によるべきでないことを指摘し、国に対し、「直ちに、当事者の性別にかかわらず婚姻できるように」することを求めるものであって、本申立ての主張及び請求内容と合致している。